

答 申 書
(答 申 第 220 号)
平成 28 年 11 月 8 日

1 審査会の結論

懲戒処分一覧及び監督上の措置一覧に関する公文書について、審査請求人が氏名等の開示を求めている人物に係る「採用年月日」については開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「平成 22 年 1 月から平成 27 年 11 月までの懲戒処分一覧及び平成 22 年 1 月から平成 27 年 11 月までの監督上の措置一覧」及び「平成 27 年の懲戒処分一覧及び平成 27 年 12 月の監督上の措置一覧」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、別紙 1 について対象公文書（以下「本件公文書」という。）と特定し、その一部が北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 10 条第 2 項第 1 号で適用する同条第 1 項第 1 号に規定する非開示情報（以下「1 号情報」という。）及び同条第 2 項第 3 号に規定する非開示情報（以下「3 号情報」という。）に該当するとして平成 27 年 12 月 28 日付け道本監（庶）第 672 号及び平成 28 年 1 月 29 日付け道本監（庶）第 931 号で公文書一部開示決定通知（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分のうち「開示しない部分」を以下のとおり変更することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断する。

ア 「職員番号」「氏名」「生年月日」「採用年月日」及び「係」欄を一部開示

イ 「所属」及び「階級」欄を開示

(3) 1 号情報の該当性について

ア 請求人は、過去に実施機関が一部開示した「犯罪事件処理簿」中の記載項目のうち被疑者の氏名、年齢（発生当時）、住所の一部及び職業が開示されているが、今回の「平成 27 年懲戒処分一覧」では、先の犯罪事件処理簿で開示された事件の被疑者と同一人物であると特定できる職員の氏名や年齢などが開示されないのは矛盾しており、適切とはいえないと主張する。

イ 一方、実施機関は一部開示した「犯罪事件処理簿」と「懲戒処分一覧及び監督上の措置一覧」では、文書の性質や記載されている情報の内容が異なるものであり、たとえ他の公文書で開示されていた情報であっても、開示決定の時期や文書の性質、内容等によっては、条例において保護される個人のプライバシーに関する情報等として、非開示情報となると主張していることから、1 号情報の該当性について検討する。

ウ 条例第 10 条第 2 項第 1 号で適用する同条第 1 項第 1 号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

エ 本件公文書は懲戒処分や監督上の措置の一覧表であり、職員番号、氏名、生年月日、採用年月日、

所属、係、階級に係る個人情報が記載されている。これらの情報は、特定の個人であると明らかに識別され、又は識別される可能性のある情報であり、一般にこのような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

氏名は個人を特定するものであるが、氏名以外は相互に補完することにより本人が特定される可能性があることから、非開示としているものである。

今回、請求人は事件報道等により実名が公表されていることから、懲戒処分一覧についても実名等を公表すべきと主張するが、「犯罪事件処理簿」は被疑者の逮捕という状況で社会的要請に基づき、個別判断を行いながら実名を開示しているものであり、一方「懲戒処分一覧表」は組織の処分記録であることから性質、扱いの異なるものである。

したがって、実名が公表されていることを理由に、懲戒処分一覧表の氏名等も開示することとはならず、あくまでも条例において保護される個人のプライバシーに関する情報等として、非開示情報となると判断する。

このことについては、報道機関に資料提供する報道メモについても、本件の事件報道についての報道メモについては実名で行っているが、本件事件の懲戒処分の報道メモでは実名は出していないことから、整合性があるものと認められる。

また、懲戒処分一覧表のうち実名が公表されている者を開示した場合、永年に渡り、懲戒処分者の実名が開示され続けることで、個人名が永久に晒されることとなり、個人に過度な影響を与える可能性を否定できない。

したがって、請求人の主張については認められないと判断するが、一覧表中の「採用年月日」の項目については、一般的な概念として、採用年月日が開示されたとしても、それが個人の特定に当たるとまでは言えないため、今回、請求人が求めている一部開示部分の該当者に係る採用年月日については開示すべきであると判断する。

また、請求人は「所属」及び「階級」を開示しても個人を特定できないと主張するが、北海道警察の場合、数十名規模の小さい警察署も多く、警察署名と階級（階級はその一部以外ほとんどを開示している）からでも個人を特定できる可能性があることから、請求人の主張は認められない。

(4) 3号情報の該当性について

ア 実施機関は、被処分者たる警察職員の氏名が明らかになると悪意者の標的となる可能性が高く、本人のみならず家族も嫌がらせや誹謗中傷を受け、私生活の平穏が脅かされる旨主張する。

イ 条例第10条第2項第3号は、開示することにより、人の生命、身体、財産、又は社会的な地位の保護に支障が生じるおそれのある情報を非開示情報として定めている。

ウ 本件公文書は懲戒処分や監督上の措置の一覧表であり、氏名等の個人情報を開示すると処分を受けた職員が明らかとなる。

警察職員は特別な権力を持つ一方、対立する勢力、組織からの圧力や妨害も考えられるところであり、特に懲戒等があった個人が特定されると、その職員の業務の遂行だけではなく、家族を含めた安全にも影響が考えられることから、懲戒処分者等の個人情報を開示しないことは3号情報に該当し、妥当であると判断する。

ただし、「採用年月日」の項目については、上記のように、それが開示されたとしても個人の特定には当たらないと判断し、今回、請求人が求めている一部開示部分の該当者に係る採用年月日については開示すべきであると判断する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は各府県の開示状況を比較し、他府県で開示されいながら北海道で非開示である項目について同様に開示すべきと主張する。

これについては、各都道府県の情報公開条例の該当条文を比較すると、その内容が北海道と異なっ

ていることや、各府県警察の組織体制、規模の大小が異なっていることにより、その開示状況を全国一律に論じることができないと考えることから、審査請求人のその他の主張については、採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成28年3月3日	○ 諮問書の受理（諮問番号517） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成28年3月11日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成28年4月22日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成28年6月27日	○ 審査請求人から意見書の提出
平成28年7月4日 （第二部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 審議
平成28年8月4日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の補足説明を聴取 ○ 審議
平成28年10月3日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
平成28年10月31日 （第86回全体会）	○ 答申案審議
平成28年11月8日	○ 答申

別紙 1

本件諮問事案に係る対象公文書一覧

対象公文書	非開示とした部分	適用条項
平成22年懲戒処分一覧 平成23年懲戒処分一覧 平成24年懲戒処分一覧 平成25年懲戒処分一覧 平成26年懲戒処分一覧 平成27年懲戒処分一覧	全ての公文書の ・職員番号 ・氏名 ・生年月日 ・採用年月日 ・係 欄及び ・所属 ・階級 欄の記載事項の一部	・北海道情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号（個人に関する情報） ・条例第10条第2項第3号（人の生命、身体、財産等の保護に関する情報）
平成22年1月監督上の措置一覧 平成22年2月監督上の措置一覧 平成22年3月監督上の措置一覧 平成22年4月監督上の措置一覧 平成22年5月監督上の措置一覧 平成22年6月監督上の措置一覧 平成22年7月監督上の措置一覧 平成22年8月監督上の措置一覧 平成22年9月監督上の措置一覧 平成22年10月監督上の措置一覧 平成22年11月監督上の措置一覧 平成22年12月監督上の措置一覧 平成23年1月監督上の措置一覧 平成23年2月監督上の措置一覧 平成23年3月監督上の措置一覧 平成23年4月監督上の措置一覧 平成23年5月監督上の措置一覧 平成23年6月監督上の措置一覧 平成23年7月監督上の措置一覧 平成23年8月監督上の措置一覧 平成23年9月監督上の措置一覧 平成23年10月監督上の措置一覧 平成23年11月監督上の措置一覧 平成23年12月監督上の措置一覧 平成24年1月監督上の措置一覧 平成24年2月監督上の措置一覧 平成24年3月監督上の措置一覧 平成24年4月監督上の措置一覧 平成24年5月監督上の措置一覧 平成24年6月監督上の措置一覧 平成24年7月監督上の措置一覧 平成24年8月監督上の措置一覧 平成24年9月監督上の措置一覧 平成24年10月監督上の措置一覧 平成24年11月監督上の措置一覧 平成24年12月監督上の措置一覧		

平成25年1月 監督上の措置一覧		
平成25年2月 監督上の措置一覧		
平成25年3月 監督上の措置一覧		
平成25年4月 監督上の措置一覧		
平成25年5月 監督上の措置一覧		
平成25年6月 監督上の措置一覧		
平成25年7月 監督上の措置一覧		
平成25年8月 監督上の措置一覧		
平成25年9月 監督上の措置一覧		
平成25年10月 監督上の措置一覧		
平成25年11月 監督上の措置一覧		
平成25年12月 監督上の措置一覧		
平成26年1月 監督上の措置一覧		
平成26年2月 監督上の措置一覧		
平成26年3月 監督上の措置一覧		
平成26年4月 監督上の措置一覧		
平成26年5月 監督上の措置一覧		
平成26年6月 監督上の措置一覧		
平成26年7月 監督上の措置一覧		
平成26年8月 監督上の措置一覧		
平成26年9月 監督上の措置一覧		
平成26年10月 監督上の措置一覧		
平成26年11月 監督上の措置一覧		
平成26年12月 監督上の措置一覧		
平成27年1月 監督上の措置一覧		
平成27年2月 監督上の措置一覧		
平成27年3月 監督上の措置一覧		
平成27年4月 監督上の措置一覧		
平成27年5月 監督上の措置一覧		
平成27年6月 監督上の措置一覧		
平成27年7月 監督上の措置一覧		
平成27年8月 監督上の措置一覧		
平成27年9月 監督上の措置一覧		
平成27年10月 監督上の措置一覧		
平成27年11月 監督上の措置一覧		
平成27年12月 監督上の措置一覧		